(趣旨)

第1条 地域のごみ集積所の集積ごみの散乱を防止し、住環境の美化に努め、 地域の環境保全に寄与するため、市民がごみネット等を共同購入する経費に 対して交付する飯塚市ごみネット等購入費補助金(以下「補助金」という。) については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定め るもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「ごみネット等」とは、ごみ集積所の集積ごみが、 カラス、犬、猫等により散乱することを防止できる構造、材質及び原材料の ものをいう。

(交付対象)

- 第3条 補助金の交付対象者は、市民(自治会及び隣組を含む。)が共同で利用 する当該地域内のごみ集積所において、ごみネット等を購入し、設置したも ので、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) ごみネット等は、市のごみ収集業務及び周辺交通の支障とならない構造及び材質であること。
 - (2) 設置したごみネット等を自ら管理できること。

(再交付要件)

第4条 同一集積所で再交付を受けようとする場合は、前回交付を受けた日から3年を経過しておかなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ごみネット等購入価格(消費税及び地方消費税を含む。) に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、ごみ集積所1箇所につき3,000円を限度とする。

(交付申請書兼請求書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飯塚市ごみネット等購入費補助 金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなけれ ばならない。

(交付申請の時期)

第7条 補助金の交付申請は、ごみネット等を購入した日から起算して90日以内にしなければならない。

(交付決定)

- 第8条 市長は、第6条の申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定による補助金の交付決定通知については、当該補助金の支払いをもってこれに代えるものとする。
- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、 その理由を付して、申請者に飯塚市ごみネット等購入費補助金不交付決定通 知書(様式第2号)で通知するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この告示は、平成28年4月4日から施行する。
- この告示は、令和2年10月1日から施行する。